

入札監理小委員会
第525回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第525回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年11月14日（水）16：55～18：09

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 放射性廃棄物に係る重要な基礎的技術に関する研究調査の支援等に関する業務
（経済産業省）

2. 契約変更の審議

- 国民年金保険料収納事業に係る民間競争入札実施要項及び業務委託契約の変更について
（日本年金機構）

3. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、辻専門委員

（国土交通省）

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 放射性廃棄物対策課 江橋課長補佐
資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 放射性廃棄物対策課 石橋係長

（日本年金機構）

国民年金部 小崎部長
国民年金部 森山収納企画グループ長
国民年金部 千坂参事役
国民年金部 大島部員
国民年金部 内田部員

（事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第525回入札監理小委員会を開催します。

本日は、放射性廃棄物に係る重要な基礎的技術に関する研究調査の支援等に関する業務の実施要項（案）の審議及び国民年金保険料収納事業に係る民間競争入札実施要項及び業務委託契約の変更についての審議の計2件の審議を行います。

まず初めに、放射性廃棄物に係る重要な基礎的技術に関する研究調査の支援等に関する業務の実施要項（案）について、資源エネルギー庁電力・ガス事業部放射性廃棄物対策課、江橋課長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○江橋課長補佐 ご紹介いただき、ありがとうございます。資源エネルギー庁の江橋でございます。

それでは、放射性廃棄物に係る重要な基礎的技術に関する研究調査の支援等に関する業務について、ご説明させていただきます。

まず、お手元の資料のうち、A-4の資料をごらんください。この事業は平成26年8月から平成30年3月を第1期としまして、こちらの小委員会のほうに諮らせていただいております。その後、平成30年から第2期のほうに入ってまいりまして、昨年度、同じように、この小委員会のほうに諮らせていただきました。その結果といたしまして、説明会の参加者数としては4者入ってまいりまして、結果的に応札者数は1者ということでございました。こういった点を踏まえて、取り組みの状況を少し分析して改善いたしましたのが平成31年から34年度ということになってございます。

26年から29年を第1期としまして、その後、30年においても入札説明会の数を増やしたりですとか、関連する学会ですとかに周知をして、少しでも多くの方々に入っていただくように努めてまいりました。

また、結果として、まだ1者ということなので、引き続き改善の余地は残っているというふうに考えてございます。そういった意味で、31年から34年においても、引き続き改善点として幾つか挙げさせていただいております。入札説明会に関しては引き続き2回やっていくという話と、あとは、入札公告から入札書類締め切りまでの合計60日間確保すると。45日間から60日間確保するというように考えております。加えて資料の読みやすさのさらなる向上に努めるということと、受託者の体制が組みやすいように、第1期同様に、複数年に変更していくということを考えております。あとは、専門性の高い項目をなるべく少なくして、削減し、なるべく多くの方々に入っていただきたいと考えてござ

ざいます。

こちらが契約状況等の推移でございます。

それでは、お手元の資料のA-2のほうをごらんください。こちらが実施要項のほうになってございます。見え消し版でお配りしておりまして、赤で見え消しになっている部分というのが第1期からの大きな変更点ということで書いております。途中、黄色の網かけがしてある箇所がございます。こちらに関しては、第1期から引き続き改善している点に加えて、30年度からの改善点としてつけ加えているというところが黄色のハッチングをかけてございます。

開いていただきまして、3ページ目でございますけれども、こちらの業務の目的が最初に2ポツの(1)に書かれてございます。我が国におきまして、原子力発電所を利用してまいりますと、どうしても高レベル放射性廃棄物とか、そういった廃棄物が出てまいります。その中でその廃棄物をどのように考え、処理していくか、処分していくかということが世界各国共通の課題となっております。この事業自体は100年規模で継続されると、長期にわたる人材の確保・育成が重要となるというようなことが書かれております。

このような背景を踏まえまして、この高レベル放射性廃棄物の地層処分を中心とした萌芽的・先進的な研究開発、または重要な調査を実施するというのと、あとは、将来、地層処分事業を進めるに当たって必要な技術的な知見を整備するというを目的としております。

契約期間としては、人材育成という面も含めまして、平成31年度から4カ年程度で考えているというところでございます。

こういった目的のもとに、変更点を中心にご紹介させていただきます。お手元の資料の5ページ目以降、5ページ目をちょっと開いていただければと思いますが、黄色のハッチングをかけているところで、「受託事業者は」というところとか、「各研究テーマの実施者が」というところで、これは以前からご指摘を頂戴してまいりまして、誰が何をやるのかをもう少しわかるようにしたほうがよいというご指摘がありましたので、なるべく何がしかを実施するというときには、誰がやる、受託事業者がやるのか、各研究テーマの技術者がやるのかというところを明確に示すということを心がけて、5ページ目以降を改善しております。

加えて6ページ目をごらんいただければと思いますが、6ページ目の真ん中ほどに「②人材育成プログラムの作成」ということで書かせていただいております。こちらは、こち

らの地層処分事業の分野では、かなり長い期間を対象とするというのと、技術分野として土木工学とか、地質学、あとは放射線に関する技術とか、あとは、それこそ原子力の知識もそうなんですが、いろんな分野の知識が必要であるという特徴を持っております。そういった幅広い知識を持つ、一般に言うジェネラリストというような人材が不可欠になってまいります。要するに一つ一つの技術には卓越していても、全体を見れる方がどうしても必要だということになります。

しかしながら、我が国のこの分野におけるジェネラリストの育成プログラム自体というのは存在していないという状況でございます。このような状況を踏まえまして、受託事業者のほうに、その人材育成プログラムを調査して作成していただくということを考えてございます。

具体的な内容というのは、6ページ目の中段の4つの箇条書きで書かれておまして、講習会や研修会を年間3日から4日程度やるという話と、あとは、8つの講習会や研修会をやったときには、きちんとアンケートをとって問題点を洗い出して、改善していくということです。そういったことを踏まえながら、最適な育成プログラムを改善していくことにしております。

その最終的なアウトプットに関しては、学習資料ですとか、学習指導要領のような、あくまで一例ですけども、そういうような形式でまとめていただくということを考えております。こちらが30年度からの変更点の1つになってございます。

続きまして、右下のページ、8ページ目をごらんください。こちら、ハッチングをかけているところで、「(最大31日間)」というふうに書いてございますけれども、引き継ぎ期間としては30年度と同様に、31日間確保するというのを考えております。

加えて11ページ目のほうをごらんください。こちらで入札に係るスケジュールというのが5ポツの(1)に書いてございます。入札説明会に関しては、30年度のときも2回ほど実施させていただいて、それによって説明会に来られる方が4者に増えたという実績がございますので、こちらも引き続き2回、実施していきたいと思っております。

加えて⑤の入札書類の提出期限のほうですけども、こちらは報告から約2カ月間を設けておまして、これまでは45日間でしたが、大体60日程度、約2カ月間を期間として考慮しているということでございます。

これ以降は同様に、あとは、さらに29年度第1期からの変更点がずっと書かれておるというところがございます。

お手元の資料のA-6のほうをごらんいただければと思います。こちらは平成30年10月5日から2週間、14日間ほどパブリックコメントのほうにかけさせていただいて、意見募集を募った結果でございます。中身としましては、本実施要項の案に対する直接的なご指摘は1件のみでございます、その1件に関しましては、体裁にかかわるコメントが多うございましたので、より正確に記述するという観点から、頂戴したコメントに対して修正を加えてございます。

引き続き、今ご説明した概要が資料A-3の一枚紙のほうに書かせていただいております、事業の内容に関しては、先ほどの繰り返しになりますが、より簡潔に示したものがこの資料A-3となっております。事業イメージとしては、右側のほうに書かれておまして、繰り返しになりますが、ジェネラリストの育成プログラムの作成と、あとは、研究管理の進捗と、その取りまとめというところになってございます。例えば有識者委員会の設置・運営とか、あとは各個別の研究者の方々に対するサポート等をしていくということになって、最後、報告書として取りまとめていくということになってございます。

簡潔ですけれども、私のほうからは以上になります。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明、ありがとうございます。資料A-2のまず5/29でございます。こちらの真ん中あたりに、「受託事業者は、有識者委員会を設置し」とございますけれども、この有識者委員会を設置するに当たって、人選等は民間事業者にお任せしてしまうという理解でよろしいのでしょうか。

○石橋係長 ご質問、ありがとうございます。資源エネルギー庁放射性廃棄物対策課の石橋です。よろしく申し上げます。

こちらについては、基本、民間事業者に選択いただくということも可能ですが、次期の受託希望者といいますか、応札者が現状の有識者を教えてくれという話がございましたら、そちら、引き継ぎ期間を設けておりますので、その先生をお教えするという形を考えております。

○辻専門委員 先生に対する謝礼というか、フィーというのはどこかで決まっているのでしょうか。

○石橋係長 そちら、経済産業省のほうの実施要項等の中ですが、運用マニュアルという

のがございまして、そちらの中でいわゆる謝金、礼金という形で策定されていますので、そこを参考に見ていただけたらというところになっています。

○辻専門委員 それは今回の委託費の中から払う形になるのでしょうか。

○石橋係長 はい、その中からです。

○辻専門委員 わかりました。

引き続き、同じく6/29でございまして。こちらの2個目の今回、新しく入った「人材育成プログラムの作成」というところなんですけれども、まず1点目、念のためなんですけど、これはプログラムを作成するだけではなくて、でき上がったプログラムを実際に実施して、実際に研修とかを行うということによろしいんですね、まず。

○石橋係長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○辻専門委員 でしたら、この作成のみならず、実施もするという項目でもわかりやすいように記載していただければと思います。そこまで、1点目です。

それから、ここに書かれているどんな人材を育成してほしいかという部分なんですけれども、ここではこの「幅広い専門的な知識を有する人材（ジェネラリスト）」とだけ書いてあって、先ほどご説明では、土木工学、地質学、それから、放射線と、そのあたりの部分についても知識のある方とかと口頭でたしか承ったと思うんですけれども、もうちょっと、今、先ほどおっしゃったようなジェネラリストというのはどのようなことを指すのかを、もうちょっとできれば詳しくお書きいただければと思ったんですが、このあたりいかがでしょうか。

○江橋課長補佐 ご質問、ありがとうございます。ジェネラリストも確かにご指摘のように、いろいろな捉え方があると思いますので、もう少し読んだ方がわかるようにちょっと工夫を凝らしたいと思います。ありがとうございます。

○辻専門委員 今に関連するんですが、この受講者というのは、おそらく既に大学院を出られた、ある分野に関してはスペシャリストの方々であるという理解でよろしいですか。

○石橋係長 そうですね。今、想定しているのはそういった方々とプラスして、やはり次世代の確保という意味合いでは、やはり学生さんたちのような人たちも取り込みたいと我々は思っているところでございます。

実はその部分がこの萌芽的な研究開発と人材育成プログラムを1つの事業にした理由にもなるんですけれども、萌芽的プログラム研究開発の中で、やはり大学の先生方が今年度の事業の中で受託いただいているのは決定したんですけれども、そのもとでやはり学生

さんたちもつけて研究開発をされるということでしたので、そういった方たちもぜひ入っていただいて忌憚ない意見をいただきながら、このプログラムをよりよきものにしていければなど考えておりました、一括にしているというところでございます。

○辻専門委員 ですと、多分これを初めて見る方は、4年間かけてどのような人材を4年後に完成させればいいのかという部分がちょっとまだわかりにくいのかもしいないと思いますので、今お話になった内容もうちょっと含めて、もうちょっと膨らませていただければと思います。

私からは、一旦、以上です。

○浅羽副主査 すみません。今の点で、受講者の中に学生、あるいはもう選定された者の中で張りついている先生、先生に張りついている院生、学生ということでしょうか。そういったような人も想定されているということだとすると、この講習会や研修会で人を集めるということを必ずしも何か事業者がやらなくてもいいということなんでしょうか。それとも、一定程度は何か広報等をして集めるということも事業の中に入ってくるんでしょうか。

○石橋係長 ありがとうございます。先ほど申し上げたような発想もありますが、実際のところ、やはり広く可能な限りやっていきたいと思っていますので、収集すると、人を集めるということも事業の中に入ってまいります。ただ、今ご指摘いただいて気づいたんですが、そういった部分を記述しておりませんので、ちょっとそういったところを明確に追記できればと思います。

○浅羽副主査 ありがとうございます。それともう1点なんですけれども、平成30年度の緊急テーマなんですけど、こちら、5/29のところに「7つの研究開発テーマに対して」と書いてあるんですが、これはもう決まっているんでしょうか。

○江橋課長補佐 はい。今、この瞬間にはもう決まっております、30年度に関してはですね。

○浅羽副主査 ということは、これを今の時点で明記できてないのは、それはぎりぎりだったということなんでしょうけれども、それは例えば今回の後のほうに、29年度までは明確に書いてあるんですけれども、特に何かお差し支えがなければ、30年度も書いてあげるのが親切かなと思いますので、従来6だったものが7に増えるわけですね。

○江橋課長補佐 はい。

○浅羽副主査 その点だけですね、気になったのは。

○江橋課長補佐 ご指摘、ありがとうございます。特に30年度、今、決まっているものを書くことについて、特に問題ないと考えておりますので、追記させていただきたいと思っております。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

○辻専門委員 すみません。同じく資料A-2の13/29でございます。こちら6に評価の基準が書かれてございまして、この赤字で加筆された部分に、具体的な評価方法については、資料8、評価手順書参照のことと書いてございまして、本日、別紙で配られている資料3がその評価ということよろしいのでしょうか。

○石橋係長 はい、そういうことでございます。

○辻専門委員 ですと、このいただいた資料番号3を拝見いたしますと、この中で、2、組織の経験・能力等とございまして、そこに2.1でございますが、2.1の右側に、例えば「過去に同様の事業を実施したことがあるか。」と書いてございます。この同様の事業の中で、多分今回、肝となりそうなのはやはり先ほどのジェネラリストを育成するという部分かなと思うんですけれども、所管省庁さんとしては、人材育成プログラムと類似する業務として具体的にどんなイメージをお持ちなんでしょうか。

○石橋係長 こちらについては、実際類似した事業を実施したことがあるかで、これがつけられるか難しいところかなとは思っているんですけれども、例えばその事業者さんとして何かしらの講習会のようなものを開いたことがあるですとか、そういった既に人を集めて勉強会、講習会を実施したことがあるかどうかというところが主な点になってくかなと考えております。

○辻専門委員 わかりました。あと、もう1個の有識者委員会をうまく動いていただくという業務もあると思うんですけれども、これに類似する業務というのは、例えばどんなものがあるのでしょうか。

○石橋係長 有識者委員会をうまく使うといいますか、そういった意味合いのところですと、もしも研究開発にしても、一般コンサルの企業の方々でも、よく大学の先生から意見を聴取して作業を、事業を進められるということは、特にコンサルタント関係の方々ですと実施されておりますので、そういったところがあるかどうかという観点でさせていただければと思っております。

○辻専門委員 そうすると、できれば、今みたいな内容を、注の部分にもうちよつと注記するとかということも、もし可能であればご検討いただければと思いました。

以上です。

○石橋係長 ご指摘、ありがとうございます。追記できる範囲でしていきたいと思います。ありがとうございます。

○尾花主査 すいません。教えてください。29の5の一番下の「なお」の部分ですが、「1研究テーマ当たりの金額は400万円を上限とする。」というのは、1研究テーマ当たりの進捗管理・成果取りまとめに要する委託費は400万円を上限とするという意味でしょうか。

○江橋課長補佐 これはそうではなくて、資料A-3で言いますと、資料A-3の右側に事業イメージがございますけども、その中にオレンジの部分で研究開発の実施というところがございます。これは例えば大学の先生とか、企業の方でもいいんですが、そういった方々で、資源エネルギー庁から直接契約を結ぶ民間企業のところではなくて、大学の方々に対して、大学、企業の方々が各研究者に対して決めている上限ということになります。

○尾花主査 本業務というのは研究の進捗管理・成果取りまとめだと思うんですが、その際、この400万円というのがどういう関連があるものと見ればいいんでしょうか。

○石橋係長 ありがとうございます。こちらの400万円です。さらにちょっと端的に申し上げてしまいますと、その研究者たちの研究費として配分する分の上限を400万円とするという意味合いでございます。

○尾花主査 そうしますと、受託事業者は配分手続を業務として受託しているということでしょうか。

○石橋係長 そうですね。その金額の配分の部分も担っていただくというところです。

○尾花主査 それはどこに書いてありますか。

○石橋係長 すいません。ありがとうございます。抜けていると思います。申しわけありません。なので、そこを明記したいと思います。

○尾花主査 はい。こちらを読みますと、進捗管理・成果取りまとめと言うと、さほど専門性を要しない事務局的な仕事のように読めるのですが、その中でもしかしたら、研究実施者の選択及びそちらに対する研究費の支給も進捗管理の中に含まれているという意味ですか。

○石橋係長 すいません。1点だけ補足させていただきますと、研究者の選定、いわゆる7つのテーマの選定については、今年度、平成30年度の事業の中で完了しております。なので、そこを選定する作業という難しさはもうないという状況です。ですので、それ以

降の資金配分と進捗管理、有識者委員会等を利用した、その品質の確保というところを担っていただくというところになります。

○尾花主査 そうすると疑問なのが、既にテーマと研究者が決まっていて、資金の配分は次の事業者が決めてよろしいですか。

○石橋係長 資金の配分の金額自体も、その研究テーマを選定する際に研究者のほう、昨年の事業も、この研究開発の部分自体も5年間でやりますという形で公募してくださいと出させていただいておりますので、研究のお金として幾らかかるというのは、基本、研究者のほうからの申請書に対して、今年度行っている有識者委員会での評価で決まっているという状況です。

○尾花主査 このあたりは、所定の金額を支払うという送金業務をするだけなのであれば、その旨、ご記載いただくのがよろしいのではないかと思います。400万円を上限とすると書かれますと、テーマ当たりの研究費の配分まで業務の内容になっているかのような気がいたしますので、むしろ400万と書かずに、所定の金額、研究費の支払い業務と書かれるだけでいいかもしれないように思うので、それとはまた違うんですね。じゃ、そのあたりはまたちょっと調整をしていただいてもいいでしょうか。1研究当たりの金額は400万円を上限とすると書くと、そのお金の配分の裁量を受託者が持っているかのように多少見えてしまうので、ただ単にお金を払うというだけなら研究費送金業務だけでよろしいのではないかと思います。それが1点です。

もう一つは、29の8ページなんですけれども、(3)の業務の実施に当たり確保されるべき質のところですが、「本事業は高レベル放射性廃棄物の地層処分を中心とした先進的な研究開発を実施させるものであるが、」ではなくて、「研究開発を支援」と書かれたほうが、せつかくここまで修正されたのであればいいのではないかと思いますのが1点と、あと、それから、この資料番号3の評価項目なんですけれども、加点の部分で、2.2では、本事業に関連する幅広い知見、ネットワークを持っていることを加点し、さらに、3.1で、本事業に関連する人的ネットワークを持っている業務従事者がいることでまた加点されているのですが、これは何か、二重にネットワークを加点しようとかご意向はあるのでしょうか。

○石橋係長 すいません。こちら、おっしゃるように、同じような表現になっているところでもあるんですけれども、2.2については、その会社としてネットワークを持っていらっしゃるか、次の3.1については、実際の実務者になる人がネットワークを持って

いるかというところですので、この会社としてネットワークを持っていれば十分かもしれないんですが、実務者の方で全くネットワークを持っていないとなると、またちょっとやりにくい部分もあるのかなと。

一方で、実務者のレベルでもネットワークを持っていらっしゃるようであれば、よりスムーズに行くでしょうと、そういった意味合いでこれは分けて書かせていただいているというところでございます。

○尾花主査 人的ネットワークとは何を意味しているんですか。

○石橋係長 そうですね。こちら、いわゆるジェネラリスト育成プログラムにしましても、例えば有識者の選定にしましても、特に有識者の選定については、先ほど申し上げましたように、引き継ぎでお伝えするということがあります。さらにいい先生がもしいらっしゃるといふ話であれば、そういったネットワークは活用いただけるであろうと。また、育成プログラムの作成についても、もちろん自社さんだけで一生懸命P D C Aを回していただくのもいいんですが、人的ネットワークとしてそういったものに強い先生方とつながって支援を受けながらやるのであれば、さらにいいものができるだろうという意味合いのところになってございます。

○尾花主査 わかりました。ということは何を書けばいいんですか。私に人的ネットワークがあるとか、会社に人的ネットワークがあると称するには何を書くことを期待されているのでしょうか。例えば何とか学会に所属しているとか、何とか大学を出ているとか、そういったことをイメージしているということですか。原子力学科を出ているとか、有名な先生のゼミ員だとか、そういうところを評価されるということですか。

○石橋係長 そうですね。具体的にそういったところのみというわけでもないんですが、ちょっとそういう意味では一部、先ほどご指摘いただいた類似事業専門性のところにもちょっと係る部分になってしまうかもしれないんですが、おっしゃったところでもその評価になると思いますし、一方で、こういった先生方とつながって仕事をしたことがありますというようなどころも書いていただければ、加点のポイントになってくるかなと考えています。

○尾花主査 細かくて申しわけないんですが、今言った、やったことがあるというのは3.2に入ってしまうものね。

○石橋係長 はい。

○尾花主査 なので、気になるのは、加点が1.5というのがどういったらとれるのだろう

かというのは、受託事業者は気になると思うので、何かイメージするものがあれば書いていただくといいのかなと。加点事項でネットワークを持っていると書かれるのはそんなに多くはないので。

○石橋係長 承知しました。

○尾花主査 なぜならば、むしろ有識者選定等は御庁が主導して、お手伝いして行ってもいいですよと書いてある例も多いもので、受託事業者・組織及び実際やる人のネットワークを加点するというのはわりと珍しいように思います。とした場合に、何を見て加点されようとしているのかのメッセージが伝わるようにされたほうがいいなと思います。

○江橋課長補佐 ありがとうございます。ちょっと検討させていただきます。

○尾花主査 はい。

あと何かあればどうぞ。

○中川副主査 資料A-4なんですけれども、説明会に前回、参加された会社さんが4者。残りの3者さんというのは民間ですか、それとも。

○江橋課長補佐 民間企業の方です。

○中川副主査 3者とも応札をされなかった理由としては、業務の増加があって実際に実施が困難であるということは一応コメントを書かれているんですけども、3者とも同じようなご回答。

○江橋課長補佐 はい。3者とも今ご発言いただいたとおりでございまして、要するにこの30年度に契約になったのが6月末からだったと思うんですけども、その時点でもう既に、ほかの3者がほかの業務にもう人と資源を割り当てるのが大体見えてしまっていて、ちょっとそういう状況でこの委託事業というか、調査事業に応募するのがちょっと難しいですというご回答を3者ともいただきました。なので、今の点を踏まえると、31年度はなるべく早目に契約に入って、今年度中にはもう公告が出るぐらいのスケジュールで動いて、それで、なるべく来年度早い時期に契約をして、なるべく多くの方々に入ってきていただきたいと考えております。

○中川副主査 わかりました。ありがとうございます。

○尾花主査 最後に1点、せっかく30年度と31から34に業務を分けたと思われるんですが、専門性のある部分を30年度でやり、専門性の点では少し低い部分を切り分けたという意味でいくと、応札者のターゲット市場が変わってくるのかなと門外漢の者としては思うんですが、そのあたりはどんなふうにお考えになっているのでしょうか。

○江橋課長補佐　そうですね。例えばですけれども、31年度から4年間で少しハードルが下がったというふうに一応我々は捉えておりますが、先ほど来から話があります人材育成プログラムみたいなものは、例えば、研修会とか講習会は広告業界とかもわりと得意な会社が多くて、原子力に関する広告とか、そういうコンサルティングみたいなのをやっている会社というのはそこそこありますので、そういったところの会社というのも多分スコープに入ってくるんじゃないかなと思っています。そういう面で、入札に入ってくる会社は、30年度よりは、我々としては期待しているというところでございます。

○尾花主査　ありがとうございました。

○辻専門委員　5/29でございます。一番下の行でございますけれども、この「400万円を上限」として、「各研究テーマでの金額の使用」、おめぐりいただいて、「使用状況については、年度末に受託事業者が確定検査を実施し、適切に運用がなされていることを確認すること。」と書いてでございますが、これはどのようなレベルの監査をイメージなさっているのでしょうか。例えば真正な領収書があれば、それでオーケーとするのか、それとも、領収書があるだけでは足らなくて、その資金の使途と研究テーマとなる合理的関連性まで検査するのか、どのあたりまで細かい監査を望んでいらっしゃるのでしょうか。

○石橋係長　ご質問、ありがとうございます。こちらの点は、やはり適切に運用されているというのを確認しなければいけないものですので、こちらの「確定検査」という言葉のみで書いてしまっているんで今のようなご指摘かと存じますので、どういったところまで見るべきか。それこそ例えば使途が研究目的に合致しているかですとか、例えば過剰な人数で学会に行っていないかですとか、そういったところも含めて確認するように、ちょっと具体的なところも含めてここを記述、追記させていただければと思います。

○辻専門委員　ですと、この受託事業者さんをお願いするこの成果物としては、監査報告書のようなイメージのものもお求めになるということなんでしょうか。

○石橋係長　いわゆる実績報告書みたいな形では一部、報告書の中に含めていただければなとは思っているところです。

○辻専門委員　わかりました。

○尾花主査　それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任したいと、いただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○尾花主査 ありがとうございます。今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

(資源エネルギー庁退室)

(日本年金機構入室)

○尾花主査 お待たせして申しわけございません。

次に、国民年金保険料収納事業に係る民間競争入札実施要項及び業務委託契約の変更について、審議を行います。

最初に、実施要項及び業務委託契約の変更について、日本年金機構国民年金部、小崎部長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いします。

○小崎部長 日本年金機構国民年金部長の小崎と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうから、国民年金保険料収納事業に係る民間競争入札実施要項及び業務委託契約につきまして、ご説明させていただきます。お手元に資料A4判縦でホチキスどめしている資料をお配りさせていただいています。基本、このA4縦の資料でご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、資料の1ページをごらんいただきたいと思います。1、概要のほうは割愛させていただきます。まずは、2の変更に至った経緯でございますが、機構におきましては、国民年金保険料の納付率は、年金制度に対する信頼のバロメーターと考えてございます。最重要課題として納付率向上に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、現在、この国民年金の現年度保険料納付率は極めて厳しい状況にあるというところでございます。これは受託事業者の実績にも影響しますけれども、何よりも将来、無年金者、低年金者等を増やすということになりまして、国としても大きな問題になりかねないと考えており、このような危機的な状況を回避させるということは喫緊の課題ということになっております。

このため、納付率、納付督促後の納付状況の分析を行った結果を踏まえまして、下期の

緊急対策として、特に納付督促が高かった1から6カ月の未納期間に類する者、いわゆる短期未納者にターゲットを絞って、機構と民間委託事業者の双方が連携して効果的・効率的な納付督促を実施することにより、機構及び事業者の目標納付率の確実な達成を目指していくということを考えておりますが、現行の実施要項では、実施が難しい部分がありますので、今回、変更させていただきたいということがございます。

それでは、具体的に実施要項の変更内容についてご説明いたします。1ページの下段をごらんいただきたいと思っております。変更箇所は3カ所、3点でございます。

まず1点目の変更でございますが、(1)の特別催告状送付後の納付督促の見直しでございます。この特別催告状と申しますのは、機構が未納者に対して属性、いわゆる具体的には未納月数、あるいは年代等に応じまして文面や送付時期を変えて送付している保険料納付の催告文書になります。

この未納者の納付督促は原則、民間委託事業者が実施しておりますが、幾つかの業務については機構が実施することとして実施要項に規定しており、この特別催告についてもその一つとなります。この特別催告状については、送付することに加えて、送付後おおむね2週間の納付督促についても機構が実施する業務と位置づけておりまして、この期間に民間委託事業者が納付督促を実施できるように、今回、変更するというものでございます。

資料には記載しておりませんが、この現状を申しますと、機構における特別催告状の発送というのは年々増大しておりまして、年金事務所では、特別催告状が送付された方からの窓口対応ですとか、受電対応といったものに非常に対応が追われているということで、実際、機構側から送付者に対して積極的な納付督促ができていないという現状がございます。

また、さらに、民間委託事業者が2週間経過後に、機構からの情報に基づきまして納付督促を実施するということとなりますけれども、既に発送から2週間経過していると、やっぱり手元に、接触できても手元に催告状が残っていないということや、あるいは文書送達後、やっぱり時間がたちますと納付意欲が減退しているといった問題も生じているということがございます。

そこで、今回、この特別催告状の送付後、速やかに民間委託事業者による納付督促を可能とすることにより、特別催告状の効果を高め、納付率の向上を図れると同時に、受託事業者の目標達成にも寄与できるものと考えてございます。そのための変更としまして、おめくりいただいて、資料の2ページの上段になりますけれども、民間委託事業者の達成目

標の中で、特別催告状の送付後一定期間に納付された月数を民間委託事業者の実績から除くこととしていたところを、民間委託事業者が接触できたものについては実績の中に組み入れるという変更をするものでございます。

2つ目の変更点でございますけれども、(2)の短期未納者への収納対策の強化でございます。例年、ボーナス等の支給によって、多くの収納が11月、12月には見込めます。機構におきましては、短期未納者に対して納付書を送付するという取り組みを例年、11月、12月、行ってございます。この短期未納者の取り組み強化として、民間委託事業者にも機構の取り組みと連携した取り組みをしていただきたいと今回、考えてございます。当然、本事業の趣旨として、民間事業者の創意工夫というものが重要ですので、その手法を限定せず、あくまでも中心的な取り組み対象を示すにとどまるものですが、機構としての考え方を実施要項に示しまして、機構が年末に実施する短期未納に対する納付書送付、あるいは催告状の送付にあわせまして、民間委託事業者が後追いの納付督促を連続的に実施するということによりまして、今まで以上の収納対策の効果があるのではないかと考えてございます。

そして、3つ目の変更点でございますけれども、(3)の短期未納者に対する納付頻度の見直しでございます。納付督促の頻度につきましては、納付督促を実施しても納付になかなか結びつきにくい層、そういうのがありますので、民間委託事業者からすると、その辺に対しては取り組みが非常に消極的になるという傾向がありますので、ただ、年金権の確保のためには必ず取り組んでいただきたいという部分でありますので、こういう納付督促の頻度というのを設けてございます。

この納付督促の頻度につきましては、以前は全ての滞納者に対して3カ月に一度の納付頻度と、3カ月に一度の頻度で納付督促を実施するとしていたところでございますけれども、機構と民間委託事業者双方からの過度の督促を抑制するというのを目的としまして、平成29年度開始事業から6カ月に一度の頻度で督促を実施すると変更したところでございます。

これにより、複数回、督促を実施しても納付に結びつきにくい、いわゆる長期未納者に対する督促は抑制されまして、一定の費用の抑制効果というものはありましたけれども、その一方で、短期未納者においては6カ月の間に、6カ月に一度の頻度で督促がありますと、督促が行われないまま7月以上の未納を許してしまうという現状もありまして、今後、短期未納者への取り組みの強化に当たりましては、民間事業者による早期接触が非常に重

要であると考えられることから、短期未納のうちに確実に納付督促を実施して、未納を長期化させないように取り組んでいただきたいと考えて、このように変更してございます。

実際、変更の内容ですけれども、現行の実施要項では、全ての対象者に対し少なくとも6カ月に一度の頻度で督促を実施するとしていますが、そこに日本年金機構より新たに情報提供された短期未納者について、少なくとも3カ月に一度の頻度で督促を実施することを対象業務に追加するものでございます。

最後に、4、契約金額の変更でございますが、まず(1)契約金額の必要性でございます。3ページをごらんいただきたいと思います。今回の変更内容のうち、(3)短期未納者に対する督促頻度の見直しにつきましては、民間委託業者が設定した督促計画件数に大きな影響が出ると考えております。具体的に申しますと、新たに短期未納者として情報提供される滞納者は毎月20万人と見込んでおりますけれども、これらの対象について納付督促が6カ月に一度から3か月に一度となりますと、当然、当初の納付督促計画件数の増加が見込まれます。

他方、民間委託事業者は、実施要項に示された督促頻度及び達成目標を達成するために必要な個別訪問、あるいは電話納付督促、あるいは文書発送数というのを設定しまして、それに必要な人員、あるいは文書の発送等の費用を算出してございます。そのため、今回の契約変更による督促件数の増加及びそれに伴う費用増加は、事業者が本来、想定し得ない事由によるものでありまして、現行契約の委託費の中で対応することは困難と見込まれております。

このため、具体的には、業務委託契約書第40条第1項におきまして、「甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法律の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認める場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。」と定めておりますので、今回の実施要項変更に係る費用の増加につきましては、この条項に基づきまして、対策に必要な経費として民間委託事業者と協議の上で契約金額を見直すこととしたいと考えております。

各事業者との契約金額の変更につきましては、本日のこの入札小委員会を経て、官民競争入札等監理委員会でのご承認があった後に、民間委託事業者と協議をした上で決定したいと考えてございます。

以上、大変雑駁でございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本契約変更等について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明、ありがとうございます。資料B-2の最後の3ページ目でございます。3ページ目の上から2行目ででございますが、「今回の対象となる、『機構より新たに情報提供をされる短期未納者』を毎月20万人程度」と書いてあるんですけども、これは今まで一切未納したことがない人間が毎月20万人ほど増えてくるという理解でよろしいでしょうか。

○大島部員 お答えさせていただきます。これはあくまでも、先ほどおっしゃられましたように、新たに情報提供されるということで、納付期限内に納付されなかった方、あるいはさかのぼって加入をされたことによって、加入時点において未納が発生した方というのが毎月20万人程度発生するというご説明させていただいております。ただ、中にはその後すぐに、期限後、翌日とか、翌々日、あるいはその後、速やかに納付されるという方もいらっしゃいますので、全てがこの20万人丸ごと受託事業者の対象になるというところではないということだけ申し上げさせていただきます。

○辻専門委員 すみません。同じ人間が何度も未納していると毎月情報提供されるということはあるのでしょうか。

○大島部員 私どもとしては、毎週時、受託事業者の方に対して滞納者のデータというものを提供しております。そのため、毎週毎週、その時点において未納がある方を常時提供しているということになりますので、提供のその都度という意味で申し上げますと、常にいらっしゃる可能性というのはございます。

○辻専門委員 わかりました。

それから、今回は、短期未納者に関しては少なくとも3カ月に一遍は督促をしなければならぬことになると思うんですけども、具体的に、督促というのはどういう行為をすれば督促になるのでしょうか。例えば個別訪問して、出かけて行ってピンポーンを鳴らせば、それで督促と言えるのか、それとも実際に会わなきゃいけないのか、電話であれば、1回ベルを鳴らせばオーケーなのか、それとも相手が出なければいけないのか、このあたり、いかがでしょうか。

○大島部員 こちらは実施要項にも規定されておりますが、接触率を100%求めるものではないと定義をしております。つまり、極端な話で申し上げますと、今おっしゃられた

ように、行ってベルを鳴らして、会えなかった。これについても督励としては1件とカウントしております。ただ、例外といたしまして、電話のいわゆる自動音声案内、こちらは認めておりませんので、受託事業者の手による督励を1件行うというものを1件とカウントしております。

○辻専門委員 わかりました。結構です。

○中川副主査 すみません。今の2ページ目のところなんですけれども、実際には、今までは少なくとも6カ月に一度の頻度で督励を実施するのは、今回の変更で3カ月に1回に変更ということなんです。少なくとも6カ月に一度ということは、実際、業者さんによってはもっと短い頻度で督励をされていて、実績を出されている業者さんもあるんでしょうか。それとももうぎりぎりの6カ月に一度ぐらいしか督励はしていないという状態なのか。現実はどうな感じですか。

○大島部員 督励の頻度で申し上げますと、こちら、今おっしゃられたような6カ月に一度、つまり、年2回とは指定しておりますが、そのほかにも達成目標というものを受託事業者に質の確保ということで要求しております。この達成目標を達成するための件数がこの督励頻度を上回る場合ということが当然ございまして、それによって、受託事業者が年に2回以上かけているという実態はございます。そこは受託事業者の督励の仕方であったりというところでまた若干ずれるので、必ずしもということはないんですけれども、少なくとも年2回以上は確保されていつつ、ただ、10回とか20回とかまではかけていないというのが現状ではございます。

○中川副主査 多分この部分が先ほどもおっしゃられたとおり、追加コストのところによって一般大きく関連してくるところだと思うので、必ずしも6カ月が3カ月になることによって自動的に金額がはじき出されるものではないというところだけご理解いただければと思います。

○尾花主査 1点、教えてください。資料B-2の1ページ目の3.の(1)のおおむね2週間の期間について民間委託事業者が納付督励を行うことができるように変更を加えますという意味は、2週間についてはこれまで接触しても成果とカウントしなかったところを成果とカウントするという意味で、できるということですか。

○森山収納企画グループ長 まさに今までは、2週間というところは実績としては除いていましたが、今後は受託事業者のほうで2週間内の接触も含めて入れていくと、そういう意味でこれを記載させていただいております。

○尾花主査 わかりました。そうすると、総じて期間に制限なく、民間委託事業者には督励をするのが事業であるという制限を外したという理解でよろしいでしょうか。

○森山収納企画グループ長 そうですね。おっしゃるとおりです。まさにそこを2週間というところでも取っ払うことによって、受託事業者が督励を実際やっていたかどうかというところで効果を上げていくという形になろうかと思っております。

○尾花主査 わかりました。

そうすると、あとは、実施要項の変更の要件として、2点目になってしまいました。すみません。質の向上を図る必要がある場合が変更の事由なんですけど、このような変更をすることによって質の向上が図れると考えられたというふうに理解したんですが、そういうことでよろしいですね。

○大島部員 はい。まさしく納付率の向上というところが今、冒頭、私どもの小崎部長のほうから申し上げましたように、無年金者、あるいは低年金者の解消というところを図るための目的でございますので、そういった意味でまさにサービスの質の向上が図れるものと考えております。

○尾花主査 わかりました。

それから、もう1点。御機構がご準備いただいた資料B-2の3ページ目の真ん中あたりなんですけど、変更に関する協議の事由として、その他著しい事情の変更によって、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合が原因かと思うんですが、今のご説明からすると未納者の解消というのは非常に重大であり、想定したアクションプランを達成できないということ、達成できないかもしれないという事態というのがその他の著しい事情の変更と見てもいいぐらい重大なのであるというご理解だというふうに理解してもいいでしょうか。

○森山収納企画グループ長 はい。先ほど小崎部長のほうからも説明があったとおり、まさにこの納付率というところは機構として、国としても重大な一事業として位置づけております。今回このように伸び悩みになっている状況もございますので、事業者と機構と双方でやることによって上げていくというところは一番の効果でもあると思っております。そういう意味では、今回の納付率の低調な状況と、ここを解消していくというところがちょっと今までのトレンドから見ても、うまく上がってこなかったという状況を変えなくてはいけないと思っておりますので、そういう意味では、この40条第1項というところで、著しい事情の変更というところを捉えていると考えております。

○尾花主査 わかりました。文言から読むとちょっと当てはめにくい気はするんですが、全体の趣旨から、重大な事態が生じているという状況をもって協議されると理解いたしました。ありがとうございます。

○中川副主査 先ほど督励の定義をお伺いしたんですけれども、おそらく2ページ目の「民間委託業者が接触できたものについては、実績の中に組み入れることとします。」という、ここの接触は、あえて接触とされたというふうに理解してよろしいですか。督励ではなく、接触であると。

○大島部員 はい。まさにおっしゃられたとおりで、会えなければ、この特別催告状の効果と民間委託事業者の効果の今のお話の中で、すみ分けというところで、会えずに、特別催告状が届いて納めた方はまさに特別催告状の効果であったと考えております。ただ、民間委託事業者が会えた後、納付がすぐにされなくて、特別催告状が送られた。まさにこれは相乗的な効果であると考えておりますので、そういった方々について実績に含めるという意図を持って、あえて接触と定義しております。

○中川副主査 すみません。もう1点なんですけれども、こちらの1、2、3に関して、1と3というのは非常に変更点が明確、定量化されているかと思うんですけれども、2に関しては、わりと定性的な表現になっているんですが、そこは何か、定量化されることによってより強化するというふうなお考えはおありになりますでしょうか。具体的にどんな後追いの納付督励を実施するとか、そういったことは特に入れる必要性はありませんか。

○小崎部長 この事業の趣旨から考えて、そこまでこちらがこういうふうにやってくれと指定するというわけにはいかないと思っていまして、そこは民間事業者の創意工夫によって、機構がやっている事業と連携をして、どういうやり方というのはやっぱり民間事業者の創意工夫で後追いの督励をしていくということで実績が上がっていくんじゃないかと考えてございます。

○中川副主査 はい、わかりました。ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、本契約変更等の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 それでは、本契約変更等につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、契約変更の取り扱いや監理委員会の報告資料の作成については、私に一任していただきたいと思います。

委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○尾花主査 ありがとうございます。今後、契約変更の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

また、委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で各委員にその結果を送付させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

(日本年金機構退室)

— 了 —